

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

■問い合わせ先 更埴庁舎・高齢福祉課(内線5521)

総合事業とは

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も要介護状態にならないように介護予防に努めることが大切です。

介護保険法の改正により、市では「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」を平成29年4月1日から始めます。

総合事業は、65歳以上の人を対象として、その人の状態や必要性に合わせて、また、自立や社会参加に向けて、介護予防や生活支援などに係るサービスや取組みを広げていくものです。

Point 1

多様な主体による 多様なサービスを展開

高齢者の多様なニーズへの対応や地域の中で役割を持ちながら生活を送るために、今後、高齢者を含めた幅広い住民、NPO、民間企業、ボランティア、介護事業者、各種団体、行政などが協働して、高齢者に対する生活支援などのサービスを充実していきます。

Point 2

介護予防訪問介護 介護予防通所介護 を総合事業に移行

これまでどおりの国基準のサービスのほかに、国基準を緩和した市基準によるサービスを実施します。

平成29年3月まで

介護給付【要介護1～5】

→ 現行どおり

介護予防給付【要支援1・2】

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・訪問入浴
- ・福祉用具貸与 など

→ 現行どおり

- ・介護予防訪問介護
(ホームヘルプサービス)
- ・介護予防通所介護
(デイサービス)

→ 総合事業へ移行

介護予防事業

→ 総合事業へ移行

平成29年4月から (Q1参照)

介護給付【要介護1～5】

介護予防給付【要支援1・2】

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、事業対象者
(事業対象者：基本チェックリストを実施し国の基準に該当した人)

- ・訪問型サービス
(ホームヘルプ)
- ・通所型サービス
(デイサービス)

一般介護予防事業

一般介護予防事業

介護予防教室、介護予防講座などの内容は3月発行の「平成29年暮らしのカレンダー」をご覧ください。

通所型サービス

通所介護施設に通い、食事・入浴の支援や運動などを日帰りで利用できます。

訪問型サービス

訪問介護員による掃除・洗濯・入浴の支援などを受けられます。

*詳細は、担当のケアマネージャー、地域包括支援センターへ相談してください

サービス利用の流れ

Point 3

サービス利用の

手続きの一部を簡素化

訪問型サービス、通所型サービスののみを利用する場合は、地域包括支援センターの職員などと相談のうえで、基本チェックリスト（生活機能の状況を確認する質問票）による判定を行います。生

活機能の低下があると判定された場合に、地域包括支援センターなどで行なうケアマネジメントにより、要介護要支援認定を受けなくてもサービスを利用することができます。



65歳以上の方で

身体や心のことで

日常生活に不安がある人

介護予防に取り組みたい人

日常生活や心身の状況、利用したいサービスなどについて

高齢福祉課、地域包括支援センターに相談

*相談の状況により基本チェックリストか要介護認定申請が選んでいきます



基本チェックリスト実施

要介護認定申請

必要に応じて

自立した生活を送れる人

生活機能の低下がある人
(事業対象者)

非該当

要支援1・2

要介護1～5

地域包括支援センターなどで希望のサービスなどを相談
(ケアマネジメントによるプラン作成)

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できます



介護予防・生活支援サービス

要支援1・2、基本チェックリスト該当者で、サービスの利用が必要な人が利用します。



介護保険のサービス
(予防給付含む)



A3

Q3

40歳から64歳までの人は、総合事業のサービスを利用できますか
総合事業は65歳以上の方を対象としています。サービス利用には要支援認定を受ける必要があります。

A2



Q2

今までサービスを利用していませんが、4月からデイサービスなど総合事業を利用するにはどうしたらいいですか？
お近くの地域包括支援センターに相談してください。総合事業のサービスのみ利用の場合は、基本チェックリスト（本人の生活機能の状況を確認する質問票）を実施し、事業対象者に該当すれば要支援認定を受けずに、迅速にサービスを利用することができるようになります。

A1



Q1

よくある質問
現在、要支援1・2でサービスを利用している人はどうなりますか？
原則として、ホームヘルプサービス及びデイサービスはそのまま利用していただき、新たな要支援認定有効期間の開始に併せて総合事業の訪問型及び通所型サービスに順次移行になります。